

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人福祉ネット大和川（以下「法人」という。）の役員・評議員・評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定める。

(法人業務を行う理事「理事長」の報酬等)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事（理事長）に対して理事報酬を支給する。

2 法人業務を行う理事（理事長）に対しての支給額は、職務内容によって役員会にて決定する。

3 支給日は、毎月25日（支給日が金融機関の休業日の場合は、前営業日）とする。

(役員等の報酬)

第3条 役員等（法人業務を行う理事を除く。）に対して、理事会・評議員会の出席等、理事長より命をうけて法人業務及び事業の運営のための業務にあった場合、別表1のとおり報酬を会議開催及び業務にあたった都度、現金で支給することができる。

(適用除外)

第4条 事業の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(改正)

第5条 この規定の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する

附則 この規定は、令和2年1月17日から施行する

【別表1】第3条関係

	報酬
理事会・評議員会への出席、監事監査を実施した場合、評議員選任・解任委員会出席等	5,000円（源泉税控除後）